

畜 第 874 号
令和 5 年 2 月 2 日

一般社団法人岩手県畜産協会会長理事
一般社団法人岩手県獣医師会長
岩手県農業共済組合組合長理事
岩手県動物薬品器材協会長
一般社団法人岩手県配合飼料価格安定基金協会理事長
公益社団法人岩手県農畜産物価格安定基金協会会長理事

} 様

岩手県知事 達増 拓也

家畜伝染病のまん延防止のための告示について

高病原性鳥インフルエンザの発生を防止するため、家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和 38 年 10 月 4 日規則第 45 号)に基づき下記について、別紙のとおり告示しましたので、お知らせします。

記

- 1 家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和 38 年 10 月 4 日規則第 45 号)第 2 条の規定に基づく「家畜等の移動等の禁止」

【農林水産部畜産課 佐藤、山岸 (電話 019-629-5729)】



岩手県告示第70号の2

家畜伝染病のまん延防止に関する規則（昭和38年岩手県規則第45号）第2条の規定により、家畜及びその死体、県内の区域並びに高病原性鳥インフルエンザの病原体をひろげるおそれがある物品を次のとおり指定する。

令和5年2月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 家畜

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥（茨城県かすみがうら市において令和5年2月2日に疑似患者が確認された農場と疫学的関連のある農場で飼養されている家きんに限る。）

2 県内の区域

県内全域

3 高病原性鳥インフルエンザの病原体をひろげるおそれがある物品

- (1) 肉、原皮、卵、精液、血液、血粉、骨、毛、羽、^{けいん}臓、臓器及びふん尿
- (2) 飼料、飼料袋及び飼料槽等の飼養管理器具並びに敷料
- (3) (1)に掲げる物品の運送に使用する容器及び包装資材